

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報の公表について

常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主は、

2022 年(令和 4 年)7 月 8 日から男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となりました。

つきましては、当法人の男女の賃金の差異について以下のとおり公表いたします。

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	92.3%
正規労働者	95.7%
非正規労働者	101.6%

対象期間:2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日まで)